

19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容 (三) : 韓国の学者達の研究を中心に

韓, 相熙
北京大学法学院

<https://doi.org/10.15017/8842>

出版情報 : 法政研究. 74 (3), pp.1-34, 2007-12-28. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容（三） ——韓国の学者達の研究を中心に——

韓 相 熙

一、序論

日本や中国では、国際法の受容問題が20世紀初めからすでに扱われ始めたが、韓国でこの問題が本格的に議論され始めたのは1970年代に入ってからであったと思われる。それ以前にも、李瑄根⁽¹⁾、崔南烈⁽²⁾、咸秉春⁽³⁾、李用熙⁽⁴⁾、李光麟⁽⁵⁾、田鳳徳⁽⁶⁾などによりこのテーマに関する研究はなされていたが、専門的な研究ではなかった。「19世紀朝鮮における国際法の受容」に関して韓国の学者達が行った研究の発展過程は、1970年代から現在までを以下のように三つの時期に分けることができよう。

まず、第一段階は1970年代半ばから1980年代半ばまでであり、国際法学者の李漢基によりこのテーマに関する基本的な研究枠組、内容、仮説が提示され、それがその後、裴載湜、李相晁、崔南烈、李光麟などの学者達により補われていく。

第二段階は1980年代半ばから1990年代後半までであり、この時期は金鳳珍による新しい問題提起から始まり、崔鐘庫、金孝全、諸成鎬、徐賢燮、柳在坤など多様な専攻の研究者による研究が行われると同時に、特に金容九によって、従来の議論を総合しようとする試みがなされ、新しい壮大な研究枠組、内容、仮説が提示される。

第三段階は、1990年代後半から現在までであり、김수암（キム・スアム）、김현철（キム・ヒョンチョル）、정용화（ジョン・ヨンファ）などソウル大学・外交学科出身の若手学者を始め、金世民、김어진（キム・オジン）、沈義基、김홍수（キム・フンス）、오영섭（オ・ヨンソプ）、李根寬、윤영진（ユン・ヨンド）、문준섭（ムン・ジュンソプ）などの若手学者が、様々な角度から従来の議論を深めるための研究を行っている。最近、“日韓条約（1910年）の不法性”の研究（史学）に権威をもつ、

ソウル大学・国史学科の李泰鎮教授もこの研究を行い始めているが、この論文では扱わない。

二、第1段階：1970年代半ば—1980年代半ば

「19世紀朝鮮における国際法の受容」の問題を研究し始めたのは、1970年代の李漢基であろう。当時ソウル大学の教授であった李漢基は、韓国を代表する国際法学者であり、国内外でよく知られている人物である。李は、「韓国と日本の国際法発達に関する若干の比較的考察：特に日本の国際法発達を中心に」⁽⁷⁾ (1975) や「韓国及び日本の開国と国際法」⁽⁸⁾ (1980) などの論文を発表する。李の論文が特に注目を浴びる理由は、彼の研究がこのテーマに関する最初の研究であって、様々な資料を提供し、研究の方向性を示しているにとどまらず、独自の問題意識、研究枠組と仮説を提示しているからであろう。⁽¹⁰⁾

まず、これらの論文を貫く根本的な問題意識は、「日本はなぜ近代化に成功し、韓国はなぜそれに失敗したのか」⁽¹¹⁾ である。李は、この問題を「国際法の受容」という観点から考察するというアプローチを採っており、日韓両国の受容過程がどのように、そしてなぜ異なっていたのかを追求しようとしている。

彼はまず、「19世紀日本における国際法の受容」を詳しく紹介している。本稿ではその内容の詳述は省略するが、簡潔に言うと、李は、吉野作造、尾佐竹猛、大平善梧、一又正雄、香西茂などの日本の学者達の著作に基づいて、日本における国際法の受容のプロセス及び受容した国際法の内容を具体的に紹介することにより、日本がいかに国際法の受容に「成功」したのかを説明している。そして、その後の「19世紀朝鮮における国際法の受容」に関する部分では、日本のケースとは対照的に、国際法の受容において「韓国が失敗したこと」について詳しく述べられている。例を挙げれば、李は、「国際法がはじめて韓国に移入されたのがいつかは正確にはわからない。またそれがどれぐらい普及したのか、また、どのような著作が出版されたのかも不明である。それ故、国際法が韓国で果たした機能を明らかにすることもできない。」と述べ、「1876年、日本の武力の下に屈服した韓国政府は、韓日修好条規と呼ばれる、いわゆる江華島条約を締結してしまった。この条約は、1858年の英日

修好通商条約と同様、不平等条約であったが、(韓国側においては)条約の内容の中で最も重要である治外法権は問題視されなかった。「朝鮮国」の上に「大」の字をつけ「大朝鮮国」とするよう(日本側に)要求することに注意が集中していたことから分かるように、外交上の能力および国際法の知識が欠如していたことは言うまでもない」としている。彼はまた、「韓国政府は、江華島条約の締結後も海外情勢に暗く、隣国の開国の事情にも無知」であったと記述している。このように、「日本はなぜ近代化に成功し、韓国はなぜそれに失敗したのか」という点に関して、日本は「国際法の受容」に成功したために近代化に成功したのであり、韓国は「国際法の授受」に失敗したために「近代化に失敗し、近代外交にも挫折」した、と李は認識している。

もちろん、李の研究を、「日本の成功」への賛辞と「韓国の失敗」への叱責としてのみ片付けることはできない。彼の研究は、このテーマについての、韓国初の専門的研究であり、当時知られていなかった資料を膨大に発掘・分析している。例えば、奇正鎮、崔益鉉、洪在鶴、池錫泳、洪時中、卞鏊などの「上訴文」に見られる万国公法の姿、そして金玉均、朴泳孝、金綺秀、金允植などといった官僚・知識人が万国公法に対して持った認識についても、李が初めて分析している。特に、彼は、李瑣根の著作を引用し、「朝鮮における国際法の最初の受容は1877年に行われた」としている。即ち、「韓国が歴史上初めて国際法の知識を導入したのは、日本からであった。即ち、1877年(江華島条約(朝日修好条規または韓日修好条規)が締結された翌年)、日本の代理公使の花房が、北京同文館発行の光緒二年版『星輶指掌』、『萬国公法』二部を礼曹判書趙寧夏に寄贈したのである。」としている。

「国際法の最初の受容」についての李のこの説は非常に重要な意義を持っている。つまり、1876年の江華島条約は当時の朝鮮が締結した最初の近代条約であり、韓国の歴史において非常に重要な事件と見做されている。しかし、「最初の受容」として李漢基が提示した1877年は、江華島条約の一年後である。従って、李のこの説が正しいとした場合、江華島条約は当時の朝鮮が国際法について無知なまま条約を締結したことになる。即ち、このような不平等条約を締結した当時の朝鮮政府と外交官は、外交能力が欠如した政府、官僚ということになってしまうのである。このために、李漢基以後の韓国の学者達は、1876年江華島条約以前に国際法が朝鮮に受容さ

れたという証拠をさがすために尽力するのであろう。

李漢基の研究に関しては、また以下の点も指摘しておきたい。第一に、「西欧国際法」に対する彼の認識である。李は「もともと国際法はヨーロッパのキリスト教国家のみを主体とする法であり、その意味で国際法はキリスト教的ヨーロッパ国際法またはヨーロッパ公法 (jus publicum Europaeum) として理解された。ヨーロッパ以外の諸地域は、ヨーロッパ帝国の植民地または市場として搾取、征服、植民地化の対象と見做され、国際法とは、そのような非ヨーロッパ地域を支配する過程でヨーロッパ諸国の侵略を正当化する手段として利用された」と述べ、西洋諸国の、非西欧諸国に対する侵略政策の「道具」としての国際法の姿を強調している。

第二に、李漢基は「ナショナリズム」を非常に重視している。これは本稿の(2)で説明したHsiの認識と相当類似している。例えば、「ナショナリズムを刺激する原動力がない場合、国際法は外交に関する単純な参考書に過ぎない。日本は民族主義の力が強く、国際法の知識を積極的に利用し、条約改正という難事業を成功裏に解決した」とし、また「近代国際法は近代国家間に適用される法であり、近代国家という国際法主体の存在を前提としているものである。この主体はナショナリズムの力を得て初めて近代化を推進し、国際社会で自己を展開することが可能となる。しかし逆に国際法は直接近代国家をつくるものでもなく、国際法主体を生むものでもない。ナショナリズムなきところでは国際法とは一つの空虚なlegal jargonに過ぎない。国際法の主体がナショナリズムと結びついて初めて、国際法は生動する国際法になり、相応の機能を発揮できることになるのである。」というように、「ナショナリズム」の重要性を強調している⁽¹²⁾。

第三に、李漢基の論文には「国際法の自然法としての受容」に関する記述が見られる。例えば、「国際法が、明治維新政府の開国の際のイデオロギーとして、最大限に利用されたことは注目に値するであろう。もともと日本へ輸入された国際法は、(略) 自然法ないし「宇内の条理」と同一視され、国内政治においては自由民権論と公議論の根拠になり、国際問題においては開国論の理由となった。」と記述している⁽¹³⁾。これは勿論吉野を初めとする日本の学者達と、Hsiの影響であろう。また、彼は、Hsiと同様、この日本の通説を韓国に適用しようとしている。即ち、彼は、『公法会通』の説明において、「『公法会通』の「公法」というのは一種の自然法(性法)的

概念であり、韓国はこれを、家庭と国家だけでなく国家間の関係までも支配する中国の「礼」類似の概念として理解し、受容したようである。」とする。しかし、中国と同様、韓国においても、「国際法の自然法としての受容」に関する議論は、学者達の注目をあまり集めていないようにみえる。

以上のように、李漢基の研究は、「日本はなぜ近代化に成功し、韓国はなぜそれに失敗したのか」という問題を、「国際法の受容」の問題を通して考察している。この問いに対する李の答えは、本稿で扱う「国際法の受容」という問題の範囲をはるかに超えるものになっている。⁽¹⁴⁾しかし、「国際法の受容」問題に関する点に限って言うと、結論は、「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったために、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」となるものと考えられる。そして、この結論に達するために、「西洋帝国主義の道具としての性格を持つ19世紀の国際法」、「ナショナリズムがないところでは国際法とは一つの空虚なlegal jargonに過ぎない」、「国際法の自然法としての朝鮮への受容」といった仮説が採用されることになったのであろう。このような問題意識と仮説からなる李漢基の研究は、その後、韓国の多くの学者達に多大な影響を及ぼすことになる。

一方、李漢基の研究とはほぼ同時期に、ソウル大学・国際法学の裊載湜と李相冕、在米の学者（国際関係学）である崔南烈、そして歴史学の李光麟の研究がつづけて発表されている。

まず、裊載湜は、1980年に「韓国における国際法の生成（I）」⁽¹⁵⁾を発表し、これを英訳したものを1981年⁽¹⁶⁾と1982年⁽¹⁷⁾に続けて発表しているが、内容は三つともほぼ同じである。これらの論文は「19世紀朝鮮における国際法の受容」を、第1期（1870年代）、第2期（1882年—1905年）に分けて整理している。もともとの計画では、第3期（第二次世界大戦以降）まで入れて説明する予定であったそうだが、これらの論文には第3期はない。

このような試みを達成したのは、むしろ崔南烈であろう。彼は1981年“Korea's Reception and Development of International Law”⁽¹⁸⁾を発表するが、この論文は、「19世紀朝鮮における国際法の受容」を、第1期（1882—1904）、第2期（1905—1947）、そしてその後を第3期として三つの期間に分けて、韓国における国際法の受容過程を紹介している。このように長期間にわたる韓国での国際法の受容を、三つの期間

に分けて説明しようとしたのは、この論文が最初であり、また最後ではないかと思われる。

また、李相冕もいくつかの論文を英語で発表している。代表的なものとして“Korean American Treaty and Sino-Korean Relations” (1982) と “Korean Attitudes toward International Law before the Open Door to the West” (1983) などがある。これらの論文は、当時中華秩序下にあった朝鮮が中華秩序から離れ、近代条約体制の中に編入されていくプロセスの分析を主な内容とした論文であるが、後者の論文には「国際法の受容」の問題が約5ページにわたって簡略に紹介されている。

最後に、歴史学者の李光麟の「韓国における万国公法の受容とその影響」(1982)を紹介したい。この論文は、このテーマに関心を持つ学者たちが待望していた多くの資料および研究の端緒を、一次資料の発掘と分析を通じて提供している重要な著作である。

まず李の論文は、「国際法の最初の伝来」に関して新しい端緒を提供している。即ち、李漢基は1877年12月花房による寄贈が最初であろうとしているが、李光麟は、『星軺指掌』が中国で漢訳され、刊行されたのが前年度の1876年であったので、その本が韓国へ伝来したのは日本の寄贈が最初であった可能性があるが、『万国公法』はそれよりずっと前に伝来されたと思われる。その理由は、韓国政府が1年に何度も中国へ派遣した使節達によって購入されたことが間違いないからである。アヘン戦争の後、西洋の地理と歴史を最初に紹介した『海国図志』だけを見ても、1844年に中国で刊行されてから数ヶ月後、中国に派遣された使節によって韓国へ伝来された。そして『万国公法』が刊行された1864年から江華島条約が締結された1876年2月までに、韓国から中国へ使節が派遣された回数だけを数えても23回に上るので、その間『万国公法』がいくらかでも韓国へ伝来されえた。」とする。19世紀の朝鮮に詳しい歴史学者のこの見解は、当時このテーマに関心を持っていた多くの学者達を大いに励ます結果となったのである。

また、李の論文は、朴珪寿、姜瑋、金允植といった官僚・知識人が、万国公法に対して持っていた認識の分析に加えて、「漢城旬報」、外国人の招聘（馬建常、ドイツ人Möllendorf、Denny）、イギリスの巨文島占領、袁世凱の韓国政治への干渉など

を分析している。そして、当時の韓国の知識人達が万国公法を受容する過程で特別に興味を持っていた問題は、「均勢」と「自主」であったと指摘している。様々な問題に関するこのような彼の分析も、その後の学者達の研究の幅を広げるのに大きく貢献しているのである。

李光麟の論文は依然として、「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という従来の「通説」に基づいている。まず、彼は『万国公法』に対する当時の朝鮮の消極的な態度に関して、「『万国公法』が中国で刊行されて間もなく韓国へ入ってきたとしても、直ちに知識人達に影響を及ぼしえなかったはずである。依然として華夷観が韓国の思想を支配していたからである。西洋を「夷」と見做し、西洋の思想と制度を絶対に受け入れてはならぬ、という雰囲気の中にあつては、それは不可能であった」と述べ、「条約（1876年の江華島条約）締結当時にも、『万国公法』に関心を持っていた人は少なかった。『万国公法』は漢字で翻訳されていたので、誰もが容易に読めたし、また実際に読んだはずであろう。しかし、それを深く研究した人はいなかった。従って、日本側と深く協議もせず、日本側に一方的に有利な不平等条約を締結するしかなかった。」とする。また、『万国公法』に対する当時の朝鮮の「無知」に関して、彼の論文は「条約締結以後、日本政府はより困難な問題を提起して韓国政府を悩ませた。例えば、通商章程の締結、公使の首都ソウル常駐、釜山港以外の東海岸と西海岸の開港などを要求した。特に1876年8月5日通商章程を締結する際、日本側の欺瞞外交にもてあそばれ、無関税を承認するまでに至ったのである。これは韓国が万国公法に対して無知であったことを端的に示したものだといえるのであろう」と述べている。

李光麟の論文に関して最後に指摘したいのは、「国際法の自然法としての受容」に関する部分である。彼の論文には、以下のような記述がある。即ち、「『万国公法』の内容に、(略)道徳的規範や近世ヨーロッパの歴史も入っていた。特に道徳的規範は、その中心になっているように記述されていた。(略)この道徳的規範を「性法」と読んだ。(略)『万国公法』がこのような内容になっていたため、当時の韓国の知識人、即ち儒学者達はそれをすぐに受け入れることができた。人間の本性に従うことを理想と考えていた儒学者達の思想と矛盾しなかったからである。」と述べてい

る。これは日本の学者と李漢基の影響であろう。その部分の注で、「日本の場合も同じであった。」としながら、大平善梧の「国際法学の移入と性法論（1940年）」を引用している。しかし、この「1940年」という年は恐らく「1938年」の間違いであろう。

以上のように、1970年代半ば以降から1980年代の初期までの研究は、李漢基という傑出な学者の作り上げた研究の枠組み、内容、仮説を、その後の裴載湜、李相晁、崔南烈、李光麟などの学者達が補っていく形で行われた。特に、彼らの研究著作の共通点は、「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という認識であった。

三、第2段階：1980年代半ば—1990年代後半

「19世紀朝鮮における国際法の受容」に関する韓国の学者達の研究には、1980年代の半ばから1990年代の後半にかけて、専攻の異なる多くの学者が参加することになり、それ故、従来の研究に大きな変化が見られることになる。この時期の代表的な学者としては、国際関係史（外交史）の金鳳珍と金容九、法制史（憲法）の崔鐘庫と金孝全、外交官の徐賢燮、国際法学の諸成鎬、歴史学の柳在坤などが挙げられる。

まず、このテーマの研究に新しい風を吹き込んだのは、当時修士課程の学生であった金鳳珍であろう。彼は1985年、修士論文として『朝鮮の萬国公法受容に関する一考察：開港前夜から甲申政変に至るまで』⁽²²⁾（ソウル大学外交学科）を提出する。この論文は、それまでにこのテーマに関してなされた研究のうち、最も膨大なものである。彼は、李漢基の問題意識および李光麟の資料分析方法を受け継ぎながらも、「事大交隣体制と公法体系の対比」、「日清の国際法受容の比較」、「兩截体制」、「朝鮮知識人の国際法認識」、「漢城旬報の分析」など、従来の研究方法とは異なる、様々な新しい研究方法を試み、新しい研究枠組を採用している。それ故、彼のこの「修士論文」は以後数多くの学者により頻繁に引用されることになる。金鳳珍はその後『漢城周報』の発行と朝鮮の萬国公法受容⁽²³⁾（1986）などを発表し、1993年と1994年には、上述の修士論文を二つに分けて日本で発表している⁽²⁴⁾。

この修士論文は、「当時の朝鮮が持っていた近代意識の萌芽が近代国家の形成へ繋

がらなかった主因の一つ」は、朝鮮の公法体系の受容過程が順調でなかったことであるという前提に立ち、二つの問題、即ち、「朝鮮の公法体系の受容過程は既存の通説の通り、最初から最後まで一貫して順調でなかったのか」という問題と、「そうであるとしたら、その理由は一体何なのか」という問題を提起している。これらの二つの問題に対する答えを探索するために、金鳳珍は、朝鮮の公法受容過程を「開港前夜から壬午軍乱以前まで」と「壬午軍乱から甲申政変まで」の二つの時期にわけ、徹底的な資料の収集と分析を行っている。そして、朝鮮の国際法の受容に対する態度は、朝鮮政府の「開化政策」を基点として、消極的なものから積極的なものへと変わっていくことを明らかにしている。

まず、「開化政策実施以前」に関して、金は「『万国公法』が朝鮮の朝廷に公式的に入って3年が経っているにも関わらず、開化派の金(金弘集)でさえ(彼は「公法事」を談判する使命を持っているにも関わらず)『万国公法』を読んでいないということが分かる」とする。しかし、「開化政策実施直後」に関しては、「金弘集が復命し、『朝鮮策略』と『易言』を高宗に捧げて開化を献策すると、高宗もこれに賛同し、開化の政策が開始したことで、(略)『万国公法』をはじめとする西学書が全国に氾濫し始めた。」とする。また、彼は1880年以降に朝鮮が国際法を受容するためにとった様々な措置として、紳士遊覧団と領選使の派遣、東仁の派遣(東仁は当時、朴泳孝・金玉均の援助で、「列国公法修業」と「書籍購入」の使命を持って日本に滞留していたとされる)をはじめとするいくつかの具体的な事例を取り上げながら、朝鮮政府の「消極的な態度から積極的な態度への転換」を強調している。

「開化政策実施直後」、朝鮮の態度がこのように積極的なものへと転換したことを根拠として、金は次のように主張する。つまり、「公法体系を受容する過程で朝鮮が示した能動的な推進力は、受容が失敗したと見る根拠として朝鮮社会の停滞性または内在的思想形成の欠如を挙げる従来の通説を否定する好例となる。むしろ、朝鮮は、開港の数年後には公法体系をかなりの程度理解しており、欧米各国への開国以前には公法の十分な知識がすでに蓄積されていた。」(彼は日本に対する「開港」と欧米諸国に対する「開国」を区分している)とする。そして、「清は、1842年の開国の22年後になってはじめてマーチンが翻訳した『万国公法』を刊行し」、また、「日本は1854年の開国の10余年後になってはじめて国際法の知識を蓄積し始めた」とい

う事実を考えると、国際法の受容に対する1880年直後の朝鮮の態度は、相当積極的なものであると主張している⁽²⁵⁾。

しかし、金によれば、1880年代以後の朝鮮の積極的な「国際法の受容」にも関わらず、結果的にはそれは「順調ではなかった」のであり、そのことが「近代外交の挫折」に繋がってしまうのである。彼は「朝鮮における国際法の受容が順調でなかった」理由として「国内的要因」と「対外的要因」とを区別して検討し、その決定的な要因は、「国内的要因」よりも「対外的要因」であったと主張する⁽²⁶⁾。

以上のように、金鳳珍は「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という従来の「通説」に対して、以下のような問題を提起しているのである。即ち、従来の通説は、朝鮮における「国際法受容の失敗と外交の挫折」の原因として、「朝鮮の消極的な姿勢」を挙げているが、彼の研究によると、朝鮮は少なくとも「開化政策実施の直後」には万国公法の受容のため積極的な態度を示していたというのである。また、当初の積極的な態度にも関わらず、「国際法の受容」が順調でなかったのは、「国内的要因」によるというより、「対外的要因」によるところが大きいという。従って、金の説は、「朝鮮の消極的な態度が原因となって、国際法受容に失敗し、外交に挫折した」という従来の「通説」と異なり、「開化政策直後の朝鮮は積極的な態度を示したにも関わらず、対外的要因によって、国際法受容に失敗し、近代外交にも挫折した」ということになる。このように、「消極的で無能で無知な朝鮮政府と官僚」という従来の解釈に対して「再解釈」を試みているのである。但し、この「再解釈」は、開化政策が採択された1880年代以降に限られるものであり、1980年以前に関しては「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という従来の「通説」を依然としてそのまま受け入れているのである。

一方、金鳳珍の修士論文が提出されてすぐ、法制史・憲法を専攻する崔鐘庫、金孝全の研究が相次いで発表される。まず、崔鐘庫は、「韓国開化期の国際法学」⁽²⁷⁾(1986)、「韓国開化期の国際法用語受容」⁽²⁸⁾(1989)、「韓国における西洋法の受容と変容」⁽²⁹⁾(1992)などの研究を通じて、朝鮮における国際法の著作の受容と出版および国際法の用語の受容に関する膨大な情報を提供している。

まず、彼は1986年の論文で、『万国公法』の影響を非常に高く評価している。即ち、「本著が、東洋において、国際法学のみならず法学一般に及ぼした影響は非常に大きいと言える。それは何よりも、本著で初めて西洋の法律用語が東洋語、即ち漢字に翻訳され、紹介されたからである。」と述べている。彼は16個の翻訳例を紹介しながら、「マーチンによる翻訳語が、今日の中国、日本、韓国においても相当数使われているという事実は、世界法学史にも記録されるべきのことであろう。」とする。

また、この論文は、『万国公法』(1864)、『公法便覧』(1877)、『公法会通』(1880)、『万国公法要略』(1906)の目次を全て掲載するとともに、簡略な内容の解説まで行っているが、そのような試みは初めてである。彼の論文は、それだけにとどまらず、当時の国際法の教科書、すなわち、『平時国際公法』(石鎮衡著、1907年?)、『国際公法』(平時之部)(李用戌著、1908年?)、『万国公法』(朱定均著、1908年?)、『国際私法』(劉文煥著、1908年?)、『国際公法誌』(朴晶東訳、1907年)の目次を掲載し、その簡略な解説を掲載している。(?)は、年度が不確定という意味である)また、1905年から1910年までに書かれた、国際法関係の論説32個も紹介している。

彼の1989年の論文も、韓国の開化期における国際法の「用語」の受容に関して膨大な資料を提供している。この論文は、マーチンが創案したいくつかの用語と日本からの影響を紹介した後、特に石鎮衡の『平時国際公法』に見られる国際法学用語を14ページにわたって紹介している。

また、金孝全も「韓国における国際法の初期受容」(1986)、「近代韓国における国際法の発達」⁽³¹⁾(1989)、『西欧憲法理論の初期受容』⁽³²⁾(1996)といった論文を通じて多くの資料を提供している。1986年の論文は、「開国と国際法—朝鮮の法的地位」と「激動期の朝鮮と国際法」に分かれており、前者では、「江華島条約」、「DennyとMöllendorffの論争」、「称帝建元」、後者では、「江華島条約と治外法権」、「巨文島事件」、「露日戦争と局外中立」、「韓日協商条約と保護国」、「外交権の剥奪と外交官」、「李儁烈士と万国平和会議」、そして「司法権委任の覚書」について紹介している。また、1989年の論文も、「国際法に対する朝鮮人の態度」、「国際法の教育」、「国際法に関する文献」の三つに分かれており、特に「国際法の教育」では、「育英公院」、「法官養成所」、「漢城義塾」、「光成商業学校」、「光興学校」、「時務学校」、「漢城法学校」、「養正義塾」、「普城専門学校」、「中京義塾」、「警監学校」、「大東専門学校」、「隆熙法律学校」

における国際法の教育についてまとめている。当時の教育機関における国際法の教育に関して、このように幅広い整理がなされたのはこの論文においてが初めてであろう。

以上のように、崔鐘庫と金孝全は、「国際法受容の失敗と近代外交の挫折」という従来の「通説」には比較的触れておらず、膨大な資料を提供することに専念している。しかし、まもなく諸成鎬、徐賢燮、そして柳在坤などの学者達の研究により、この「通説」をめぐる議論が再燃することになる。しかし、金鳳珍の「再解釈」の努力にも関わらず、彼らの研究は、李漢基以降の「通説」が依然として強固であることを示してくれる。以下では、彼らの研究を、この「通説」をめぐる議論という観点から簡潔に紹介することにする。

まず、国際法学者の諸成鎬は、「旧韓末萬国公法の認識と受容：急進開化派人士を中心に」⁽³³⁾(1991)を通じて、金玉均(1851-1894)、朴泳孝(1861-1934)、尹致昊(1864-1946)、兪吉濬(1856-1914)、徐載弼(1866-1951)の国際法認識を分析している。この分析の前提として、「韓国は、日本と比較すると、西欧の国際法を導入、受容し活用するのに失敗した例である。国際法受容の失敗は、国際法に限定された問題ではなく、歴史が示す通り、西欧に学んで西欧に対応するという近代化に失敗したことを意味し、ひいては、保護条約と合併条約につながり、結局、「植民地」となるという結果を招いた。」と述べている。

続いて彼は、上記の「急進開化派人」の国際法に対する認識には、以下のような限界があったとする。即ち、第一に、日本との親交という考えに執着し過ぎて、結局、日本に利用された。第二に、欧米各国と一連の条約を締結することが、朝鮮の独立を維持する助けとなると判断したのにはそれなりの理由があったといえるだろうが、条約の内容よりもむしろ条約を締結することそれ自体に重きを置いていたことが相手側に看破され、結局、朝鮮の国益を損なうという不幸な結果を招いた。第三に、外交と国際法に対する認識水準が、初歩的な段階は超えていたとはいえるが、朝鮮の国益の増進のために万国公法の原理を援用するまでは至らなかった。

諸成鎬は、次のような結論に至る。つまり、急進開化派が万国公法に対して比較的積極的な態度を見せ、国際法に対する認識水準が「初歩的な段階」は超えたとはいえるが、それを「援用するまでは至らなかった」ために、「国際法受容の失敗と近

代外交の挫折」という結果になってしまったというものである。以上のように、諸は、急進開化派が、当時の朝鮮の他の人々と比べると「比較的」積極的な態度を見せているとは述べているが、「援用するまでは至らなかった」という部分に重点をおいている。この意味で、彼の立場は、李漢基以降の「通説」をそのまま受け入れているように思われる。

一方、外交官の徐賢燮は、「国際法受容の失敗の近代外交の挫折」に関して、諸成鎬よりもはるかに厳しい評価をしている。徐賢燮は、自分の博士論文である『近代韓日関係と国際法受容』(1987年、明治大学)に基づいて「近代韓日関係と国際法受容」⁽³⁴⁾(1995)を公表した後、2001年には日本で『近代朝鮮の外交と国際法受容』⁽³⁵⁾(日本語)を出版する。彼の問題意識は李漢基のものと相当の類似点があり、「なぜ日本が近代化に成功し韓国はそれに失敗したのか」という問題を、「国際法の受容」を通じて探っている。この問いに対する彼の答えは、李漢基の場合と同じく本稿の主題からは多少離れるものである。しかし、「国際法の受容」に関する点にのみに限って言うと、彼は「朝鮮が国際法を積極的に受容しようとしなかった(またはできなかった)ため、国際法の受容に失敗し、それが近代外交の挫折につながったとしている。」と、既存の「通説」をそのまま繰り返し強調している。

このような考え方は1995年の論文に明白に現れている。まず、徐は「日本による1876年の朝鮮の開国から1910年の主権の剥奪にいたるまでの34年を当時万国公法とよばれた国際法の観点から考察してみると、朝鮮の植民地への転落は、ある意味では、国際法をよく勉強しなかったからである」とする。また、「江華島条約の円満な履行のためには、国際法的な基礎知識が必須であったが、不幸にも、当時朝鮮には、万国公法の知識を備えた外交官が一人もいなかった。日本側が公法を云々したが、朝鮮外務当局者がこれをわかるはずがなかった。」としながら、「開国から主権が失われるまでの間、朝鮮は、日本、アメリカ、イギリスなど11カ国と合計111個の二国間条約を締結し、6個の多国間条約に加入したが、(当時の朝鮮が)条約に対する理解がすこしでもあったのか疑わしい」としている。彼の厳しい評価はこれにとどまらない。続いて「日本の国際法の受容は成功した例と言えるし、朝鮮は国際法の導入・適用に失敗した例であると言わなければならない。国際法の受容の失敗は、単に西洋法学の導入の失敗で終わらず、朝鮮近代外交の挫折に繋がったという点に注

目しなければならない。」としながら、「結論的に、近代朝鮮の対日本外交は、国際法問題から始まり、国際法の適用中止で終了したのであり、(朝鮮は)最初から最後まで消極的な姿勢を克服できなかった。」とする。このような解釈は「国際法受容の失敗と近代外交の挫折」という従来の「通説」に対するもっとも典型的な立場であろう。

一方、歴史学者(韓国学)の柳在坤の研究は「日本の侵略」に重点をおいている。彼の博士論文は『日帝の対韓侵略論理と萬国公法』(1995)であるが、それに基づいて「韓日両国の萬国公法の受容と認識」(1997)⁽³⁷⁾、「19世紀日本の萬国公法の受容と認識」(1997)⁽³⁸⁾、「韓国の萬国公法の受容と認識」(1998)⁽³⁹⁾、「近代日本の萬国公法の受容と認識」(2001)⁽⁴⁰⁾などの論文を発表している。彼のこれらの論文は、それが「日本における国際法の受容」であれ、もしくは「朝鮮における国際法の受容」であれ、「日本の対韓侵略論理」としての「萬国公法」という観点から19世紀の国際法の受容問題にアプローチしている。

以上のように、1980年代半ばから1990年代を通して、多様な専攻の学者が「19世紀朝鮮における国際法の受容」の問題を扱っているが、最も優れた研究業績をあげている学者は金容九であろう。彼は、ソウル大学・外交学科の教授(国際関係史・外交史)であり、金鳳珍の指導教官でもある。本稿のテーマと関連して興味深いことは、彼がロシア・中国の国際法を長く研究し、国際法学の歴史・理論にも相当の理解を持っている点であろう。

彼は1993年に「西洋国際法理論の朝鮮伝来に関する小考(Ⅰ)」⁽⁴²⁾を発表し、1997年には『世界観衝突の国際政治学：東洋の礼と西洋の公法』⁽⁴³⁾を出版している。その後も、「朝鮮における萬国公法の受容と適用」(1999)⁽⁴⁴⁾、「朝鮮における万国公法の受容と適用」(1999、日文、彼の1999年論文の日訳)、『世界観衝突と韓末外交史、1866-1882』⁽⁴⁶⁾(2001)、「国際法の朝鮮伝来に関するいくつかの問題点」(2002)⁽⁴⁷⁾、「“萬国公法”の初版本と“公法新編”に関して」(2003)⁽⁴⁸⁾、「巨文島占領とヨーロッパ公法」(2005)⁽⁴⁹⁾などをつづけて発表し、「19世紀朝鮮における国際法の受容」の問題に対する集大成を試みている。

本稿のテーマにも関係する、彼の代表的な著作といえる『世界観衝突の国際政治学：東洋の礼と西洋の公法』は、「ヨーロッパ公法の本質」(第1章)、「事大秩序」

(第2章)、「ヨーロッパ公法の中国伝来」(第3章)、「朝鮮と西洋公法」(第4章)から成っている。第1章では、ローマ法から中世、国際法英雄時代、そして19世紀までの、Jus Gentium・Law of Nationsの概念の変遷を整理している。第2章では、中国を中心とする事大秩序・中華秩序(華夷秩序)の概念とその作動原理を分析している。第3章では、「東洋・西洋の初期接触と西洋公法」、「マーチンと西洋公法」、「洋務運動と西ヨーロッパ公法」、「変法派、革命派、そしてヨーロッパ公法」という四つのテーマにわけ、ヨーロッパ公法の中国への伝来を考察している。最後の第4章の「朝鮮と西洋公法」では、「異質文化圏との出会いと西洋公法の伝来」、「二つの世界観の衝突」、「壬午軍乱と西洋の公法」、「両截体制」と西洋公法、「西洋公法の援用と懐疑」に分け、詳しく説明をしている。

金容九のこのような研究が高く評価される理由は多くあると思われるが、本稿との関連で言えば、主に以下の三点だと思われる。

第一に、すべての問題の提起と分析は、「世界観の衝突」という独自の壮大な研究枠組の中で行われている。即ち、彼は「19世紀朝鮮における国際法の受容」の問題を、「東アジアの華夷秩序」と「ヨーロッパの公法秩序」との間で展開される「世界観の衝突」として把握し、「比較国際社会学」という観点から研究を行っている。「東アジアの華夷秩序」と「ヨーロッパの公法秩序」の代表的な規範として「礼」と「公法」が取り上げられ、「東洋の礼」と「西洋の公法」という命題が設定されるのである。

第二に、金の研究は、未刊資料などの徹底した1次資料の発掘と分析に基づいて、極めて詳細な部分まで緻密に分析を行っている。例えば、世界を隅々まで歩きながら資料を一つ一つ発掘するという彼の研究態度はよく知られているものである。また、「華夷秩序」についての研究も高く評価されるべきである。彼の研究が「歴史」の観点からアプローチをしているという点においては、中国の王鉄崖の研究と相当類似した部分がある。しかし、王鉄崖の研究が、「華夷秩序」に関してはFairbankの著作に大きく依拠しているのに対して、金容九の場合は、Fairbankを含む多くの学者の資料を参照しながらも、さらに新しい資料を加え、明・清時代の朝貢に関する図表まで彼自身が作っている。

第三に、本稿と関連して、金の研究が重要であるもう一つの理由は、「朝鮮は、国

際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という従来の「通説」が、彼の研究の中で本格的に再考察されているからであろう。即ち、「朝鮮は積極的な態度を示したにも関わらず、対外的要因によって、国際法受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という金鳳珍の問題提起が、彼の指導教官である金容九の研究の中で、より詳しくそしてより具体的な形で追求されているのである。

特に、この「第三」の問題と関連した彼の研究は、主に以下の三つの方向で行われていると思われる。一番目は、1876年江華島条約以前の時期における国際法の朝鮮への伝来の可能性、二番目は、1876年以降の時期における朝鮮の積極的な態度の証明である。そして三番目は、朝鮮の受容の努力を挫折させた「対外的要因」の立証である。そして、この三番目の立証のため、彼は、ヨーロッパ公法の本質を、「実定法」、「ヨーロッパ中心主義」、「膨張主義」（後の研究では、この本質は「暴力」であるとする）として定義するにいたる。即ち、19世紀の欧米国際法が持っていた「道具」的な側面がより論理的に説明されることにより、当時の朝鮮が国際法の受容にいくら尽力したとしても、このようなヨーロッパ公法の属性または本質のため、挫折にいたるという結果は決まっていたということが強調されるのである。また、彼は今まで韓国では曖昧に言及されてきた「19世紀ヨーロッパ国際法がおもに自然法なのか実定法なのか」という問題にも（答えは実定法であると）明らかに決着をつけ、金の研究以後、韓国ではこの問題に対しては何らの異見は見当たらない。

以上のような金容九の研究により、李漢基をはじめとした韓国の学者たちによる本稿のテーマに関する従来の議論は、金の研究の中に吸収され、新しい研究枠組、内容、仮説として再構築されているように見える。第3段階における韓国学者達の研究は、一部の少数の学者を除いて、多くこの金容九の研究に基づき、彼の研究を補うというアプローチを取っているものと考えられる。

四、第3段階：1990年代後半—現在

1990年代の後半に入っても金鳳珍と金容九の研究はつづけて行われている。上記の通り、金容九は依然として活発に研究を重ねており、金鳳珍も、修士論文を日本

で発表した後にも、「[礼]と万国公法の間—朝鮮と初期開化派の公法観」⁽⁵⁰⁾(2002)、「朝貢国と属国のあいだ—兪吉濬の「邦国の権利」と「兩載体制」論を中心として」⁽⁵¹⁾(2005)を発表している。金鳳珍は2004年には博士論文を発展させ、『東アジア「開明」知識人の思惟空間：鄭觀応・福沢諭吉・兪吉濬の比較研究』⁽⁵²⁾を出版している。

また、1990年代の後半からは、多くの若手研究者が、様々な角度からより積極的に研究を続けている。特に、彼らの研究の共通点として挙げられるのは、金鳳珍・金容九の研究に部分的にまたは全面的に依拠しながら、「国際法受容の失敗と近代外交の挫折」という従来の「通説」を再考察しようとしていることである。即ち、「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という従来の「通説」を受け入れず、「朝鮮は積極的な態度を示したにも関わらず、対外的要因によって国際法受容に失敗し、近代外交に挫折した」という金鳳珍・金容九の研究を、直接または間接的に、支持する形を取っているように思われる。これは、第1段階、第2段階における韓国の学者達の研究と比べると、大きな変化であろう。以下では、彼らの研究を、1876年の江華島条約を基準として、「それ以前の時期」を対象としたもの、「それ以降の時期」を対象としたもの、そして「江華島条約の締結それ自体に関する研究」、の三つのグループに大きく分けて、簡単に紹介したい。(本稿では取り上げないが、신옥희(シン・ウクヒ)、정용화(ジョン・ヨンファ)、朴培根などの学者達も、主権概念の受容問題や朝鮮の法的地位など本稿のテーマと深く関係のある優れた研究を積み重ねているのでぜひ参照されたい)⁽⁵³⁾。

まず、1876年の「江華島条約以後の時期」の朝鮮における国際法の受容問題を扱う学者としては、김어진(キム・オジン)、金世民、오영섭(オ・ヨンソプ)、김현열(キム・ヒョンチョル)などがあげられる。

金世民は、すでに1996年から論文を発表しており、このテーマに関して発表された論文の数は、金容九の研究以外では、金世民のものが最も多いと思われる。彼は、「万国公法を通じてみた開港期朝鮮の対外認識」⁽⁵⁴⁾(1996)、「開港期万国公法と国際認識」⁽⁵⁵⁾(1997)、「漢城旬報・週報を通じてみた万国公法観」⁽⁵⁶⁾(1997)、「19世紀末執権層の万国公法認識と政策」⁽⁵⁷⁾(1999)などの論文を続けて発表した後、1999年には博士論文である『高宗時代万国公法認識研究』⁽⁵⁸⁾(江原大学史学科)を提出する。その後も、

「19世紀開化派の萬国公法認識」⁽⁵⁹⁾ (2000)、「衛正斥邪派の萬国公法認識」⁽⁶⁰⁾ (2002)などを発表し、2002年には、『韓国近代史と萬国公法』⁽⁶¹⁾という本を出版するにいたる。彼の研究の結晶とも言える、この2002年の『韓国近代史と萬国公法』は、序論と結論を除いて、「朝鮮の開港と萬国公法の受容」(第1章)、「萬国公法の受容をめぐる葛藤と国際関係」(第2章)、「高宗と朝野知識人の萬国公法認識」(第3章)、「言論に表れる萬国公法認識」⁽⁶²⁾(第4章)から構成されている。

金によれば、1880年代以前までは、高宗及び朝鮮政府は「萬国公法」に対して否定的な認識を持っていた。しかし、『朝鮮策略』以降、高宗の対外認識は大きな変化を見せる。特に、彼は、新聞を分析し、1880年代以降における朝鮮政府の対外情報の入手能力は、1860年代—1870年代と比べて、相当高くなったという。即ち、彼は「1880年代以降の朝鮮は、国際法に対して、十分とはいえなくとも、それなりに正確な情報と認識を持っていた。(略)外交専門家の必要性を把握し、国際法を熟知しなければ国家を維持できないという事実も把握していた。そして、ベトナムなどのような失敗を繰り返さないために、国際法だけに依存してはならないということも知っていた」と述べている。歴史学者としての彼の研究は、おもに資料の発掘と整理に重点を置いたものであり、既存の「通説」に関するの本格的な議論はなされていない。それにも関わらず彼の基本的な立場は、朝鮮が受容に消極的な態度を示したという説でなく、積極的な態度を示したという説を支持するものである。

また、김이진(キム・オジン)は、「韓国の条約概念導入：全権委任と批准」⁽⁶³⁾ (2003)などの論文を発表している。この論文は、近代条約のもっとも重要な概念である「全権委任」と「批准」という概念が、朝鮮にいかにかに受容されたかを分析している。彼によれば、「全権委任」という概念は、「導入」(江華島会談)、「理解」(修信使および領選使の派遣)、「定着」(韓米修好条約交渉と報聘使の派遣)の段階を通じて朝鮮に受容され、また、「批准」の概念は、「衝突」(江華島会談)、「混乱」(韓米修好条約の締結)、「受容」(韓米修好条約および日本との統約の締結)の段階を通じて朝鮮に受容されたということである。

彼は「江華島条約の締結の際、朝鮮の外交使節の代表は、西欧の国際法の核心たる「条約」の定義すら知らなかった」が、「近代西欧的条約体制は、1876年朝日修好条約から1882年の朝米修好公約までの六年の間、極めて急速かつ集中的に導入、受

容された」とする。即ち、「たった六年後の1882年朝米修好条約では、清の仲裁があったとはいえ、朝鮮が積極的に推進しながら、米国の周旋条項を挿入すると同時に、「万国公法」という単語をはじめて登場させるという大きな進展を示した。これは、非常に短時間に、大きな世界観の変化があった証拠であり、「万国公法」、(その中でも)特に条約の概念を把握し、適用するための不断的努力があった事が推測できる」と主張する。また、彼は「[全権委任]は、(朝鮮に)その名称はなかったにしろ、その概念と手続きは難しくなかったために、比較的早く理解され、適用されたが、「批准」はその意味が難しく、王の名前を書くという伝統的な観念に背馳する形式であるため、抵抗が多く、それ故活用も遅くなったのである」としながらも、「千年以上維持された従来の国際秩序パラダイムとその細密な儀典事項が、たかだか数年の間に変わったというのは、当時の為政者達の、不断的努力と思考の柔軟性の証拠である」と高く評価している。

오영섭 (オ・ヨンソプ) も「開港後万国公法の認識の推移」⁽⁶⁴⁾(2004)などの論文を発表している。彼も、「開港頃には、朝鮮の集権層は、『万国公法』の存在を知らなかったように考えられる。」としながらも、「開港後には、万国公法の国際秩序に編入された朝鮮は、国権と君権を守護するために、主体的立場から万国公法を積極的に受容した。」と述べている。彼は、「万国公法」が朝鮮においてそれほどの摩擦なしに受け入れられた要因として、第一に、「朝鮮知識人の時代認識と公法認識の儒教的性格」、第二に、「マーチンの翻訳書に強調された自然法思想」、第三に、「万国公法の一部条項の適合性と時宜性などが複合的に相乗作用をおこした結果」を挙げている。特に、自然法思想に関して、「彼らが熟読した公法書は、マーチンが西洋近代国際法の用語と内容を儒教式に加筆、潤色したものであった。従って、万国公法は、朝鮮人たちの中国中心的思惟構造や儒教的歴史観との摩擦なしに受容された。」としながら、これは、「開化期に朝鮮の人たちが、ヨーロッパの国際法を受容したのではなく、マーチンにより「隔意」された儒教的ないし東洋的『万国公法』を受容したことを意味する。即ち、朝鮮の人たちはマーチンの漢訳本公法書が持っていた帝国主義的侵略性と現実的無用性を直視することがとても難しかったはずである。」と主張する。

また、彼は、朝鮮の万国公法の受容、拡散に大きな影響をおよぼした事件として、

「高宗の萬国公法公認教書（1882年8月）」、「『易言』の複刊・翻訳（1883年3月以降）」、「清日戦争で清国の負けがもたらした中国中心的世界観の崩壊」、「『公法会通』の複刊・流布（1896年5月）」などをあげている。特に『公法会通』の役割を強調している。即ち、「中国から導入された漢訳「自強書」とキリスト教が、知識層の思想転換および近代思想の形成に決定的な影響を及ぼした大韓帝国期において、『公法会通』こそが、朝鮮人が最も広く読み、積極的に活用した公法書であった。このような背景の下、『公法会通』の内容が、大韓帝国期の称帝論議、及び大韓帝国国制制定、朝鮮中立化政策の推進、保護条約以後の官僚・儒林達による抗日上訴運動の思想的土台として作用することになった。」としている。

また、김희철（キム・ヒョンチョル）は、「開化期国際秩序の変動と万国公法（国際法）の受容⁽⁶⁵⁾」（2004）、「近代韓国の西欧近代国家像の認識と受容：旧韓末“万国公法”の伝来と主権概念の受容を中心に⁽⁶⁶⁾」（2004）、「開化期万国公法の伝来と西欧近代主権国家の認識：1880年代開化派の主権概念の受容を中心に⁽⁶⁷⁾」（2005）などの論文を発表している。彼は、開化期朝鮮知識人達の万国公法観を、「否定論」、「肯定論」、「活用論」に分類して分析を行った後、「朝鮮において『万国公法』という本が知識人の間に流行っていたが、その本に載せられていた国際政治及び主権、国際法の基本的権利と具体的な事項が十分に把握されたというよりも、朝鮮が直面した外交的課題を解決するために、一部の開化派により取捨選択される形で理解された。」という結論に達している。

一方、1876年「江華島条約」それ自体の締結をめぐる国際法受容の問題を扱っている学者としては、김수암（キム・スアム）、沈義基、李根寛などがあげられる。

まず、김수암（キム・スアム）は、「朝鮮の近代使節制度の受容：公使のソウル駐在と全権委任を中心に⁽⁶⁸⁾」（2000）、「世界観衝突と1880年代朝鮮の近代外交制度の受容：外務部署を中心に⁽⁶⁹⁾」（2000）、「1880年代万国公法の伝播と受容：朝清関係を中心に⁽⁷⁰⁾」（2002）、「1870年代朝鮮の対日観：交隣秩序と万国公法秩序の衝突⁽⁷¹⁾」（2004）などの論文を発表している。この中で特に「朝鮮の近代使節制度の受容：公使のソウル駐在と全権委任を中心に」と「1870年代朝鮮の対日観：交隣秩序と万国公法秩序の衝突」に注目する必要がある。

キムは、「西欧国際規範の受容問題を扱う場合、一般的に不平等条約の締結という

結果に注目しながら、(その主な原因として)受容者の無知をあげるのが一般的な傾向であった。しかし、比較国際社会の観点からアプローチした場合、異なる社会に対する初期の対応段階では、無知というよりは「華夷分別」といった従来の価値規範が、他の国際社会を眺める認識の枠組として作用した側面が強い。(略)無知を強調するよりは、使節制度を協議していく過程における朝鮮の認識と論理を具体的に調べる必要がある。」とする。彼はこのような問題意識から、使節制度の受容過程における伝統と近代との混在形態およびそれらの性格変化を分析し、全体の受容過程を、「交隣関係という伝統的な基準からアプローチする段階」、「伝統の延長線上で西欧規範を理解し受容しようとする段階」、「西欧の規範を受容しながら伝統的な部分を調整しようとする段階」に細分することができるとする。

キムは「19世紀朝鮮における新秩序の受容問題は、1876年の朝日修好条規の締結など現実の問題として登場したが、その中でも最も重要な懸案として登場したのは、第2条に規定されている使節制度である。これまで学会では一般的にこの条項が常駐使節を規定したものだと理解されてきた。しかし、日本公使のソウル駐在について朝鮮と日本の間に熾烈な論争が続き、結局公使のソウル駐在が条約の締結の5年後になってはじめて実現された事実から分かるように、使節制度を規定した条文に対して、両国は異なる解釈をしていた。」とする。そしてこの「使節制度」(第二条)をめぐる交渉の過程に関して、「朝鮮の意志が相当反映される形で交渉が進められていた。これにより、第二条は、厳密に言えば、近代的な常駐使節を明示的に規定している条項として見ることは難しく、伝統と近代が混在した形で条文が成案されている側面が強い。そのため、条文の執行過程において、解釈をめぐる朝日両国が鋭く対立している。条文の執行過程においては、(朝鮮が)近代制度に無知であったというよりも、より現実的に、国内の反応を考慮し、伝統との調和という観点から対応していたと考えられる」としながら、従って「日本を通じた使節制度の伝播に対して、朝鮮は朝鮮なりに伝統を考慮し、対応戦略を駆使しながら受容していたという事実を明らかにすることができた」と主張している。

また、李根寛も「伝統的な東アジア国際秩序の観点からみた1876年朝日修好条規：一つの試論的考察」⁽⁷²⁾(2004)で、江華島条約と先行条約に書かれている条約用語(漢文)に対する徹底的な分析を通じて、「修好条規の締結が単純に日本の策略と朝鮮の

無知蒙昧さが結合された産物ではないということ、また当時の朝鮮の準拠の枠であった伝統的な東アジアの国際秩序の観点からみれば修好条規の形式及び内容が1876年以前の時期の東アジア特に朝・日両国の間に成立していた国際法的慣行と相当の連続性 (continuity) を持っている。」と主張し、「具体的な修好条規の締結にいたる交渉過程をみても、決して朝鮮がもっぱら受動的な立場から体面に関わる行為だけを行ったのではなく、伝統的な東アジアの国際秩序の観点から一方では防御的にまた他方では積極的な交渉態度を見せただけでなく、一部の問題に関連しては自分の立場を貫徹させることもあったのである。」とする⁽⁷³⁾。

また、1876年の「江華島条約締結以前の時期」に関してはやはり金容九の研究があるが、ここでは김기승 (キム・フンス) の「開港前『万国公法』の受容と理解」⁽⁷⁴⁾ (2002) を取り上げたい。この論文で彼は、『万国公法』が最初に朝鮮に伝来したことに関してなされた、李漢基から金容九までの研究の発展過程を詳しく説明している。それを要約すれば以下のとおりである。即ち、『万国公法』の朝鮮への最初の伝来に関して、李漢基は李瑄根の主張を、李瑄根は田保橋潔の主張を無批判的に継承している。これに対し、李光麟は他のいくつかの可能性を提示した。金鳳珍も他の可能性を提示している。しかし、李光麟、金鳳珍の二人は、決定的な資料を提示できなかった。従って、両者とも、たとえ『万国公法』が開港以前に伝来したとしてもそれについての本格的な研究はなされず、無知な状態で、日本の一方的要求の下、十分な交渉もできずに不平等条約を締結した、という結論に至っている。しかし、金容九は、朝日修好条規の朝鮮側代表である申愷が、『万国公法』という用語を知っていたという推論をし、最近、『万国公法』が開港以前に伝来したことを確証するイギリス外交文書の所在を探しあてた。この所在は、私が金教授に教えたものである。この文書は、朝日修好条規の締結に参加した森山茂が、条約締結以後、その過程を駐日イギリス公使の Harry S. Parkes に説明するくだりで、朝鮮側が「Wheaton 国際法の北京翻訳本を持っている」と明言したものである。」彼が金教授にその所在を教えたという文書の内容は以下のようである。

“The possibility of other nations coming to Corea and making similar demands to those made by Japan is fully foreseen by them, and they are in some

measure prepared for it. They have copies of all the Treaties concluded between China and foreign Powers, and possess the Peking translation of Wheaton's International Law. One of the officers met by Moriyama had been a constant visitor at Peking for twenty years, and had also been to Hong Kong, so that they are not unformed as to the different nationalities of Europe and America.⁽⁷⁵⁾”

さらに、引き介（キム・フンス）は「これにより、『万国公法』は、開港以前に伝来したことが明らかになった。1869年12月から1876年2月の朝日修好条規の締結以前まで、日本の対朝鮮外交交渉の殆どを専担し、誰よりも朝鮮の事情に通じていた森山のこの言及は、とても重要な意味を持っている。」としながら、「これは、朝鮮側の交渉担当者達がある程度万国公法を理解し、これに基づいた条約締結の交渉に対応していたということを示しているのである。従って、「万国公法」に対して無知であったために、朝日修好条規締結にあたっては、日本の要求が一方的に貫徹されたという従来の通説は再考される必要がある。」と主張している。彼によれば、「彼らは、このように万国公法的世界観を持っていたために、朝日修好条規の朝鮮側の代表として選定されえた」のである。しかし、金容九は、1999年の論文からはこの内容に言及してはいるものの、引き介（キム・フンス）のような断定的な判断は留保しているように感じられる。おそらく、金容九は、そのような内容が朝鮮の記録から直接見当たらない場合は、やはり間接的な資料にすぎないと判断しているのではないかと考えられる。

以上のように、第3段階の若手学者達の研究の共通点は、そのほとんどが、程度の差はあれ、国際法の受容過程における朝鮮政府と知識人の無能さおよび彼らの消極的な態度、そしてその結果としての外交の挫折を強調するというより、むしろ、彼らが国際法に示した積極的で肯定的な態度を様々な側面から立証しようとしている点である。

最後に、本稿の流れと直接関係はないが、マーチンの『万国公法』の翻訳問題を研究している李根寛と윤영진（ユン・ヨンド）を簡潔に紹介したい。国際法学者の李根寛は、「東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容に関する一考察：『万国公法』

の翻訳を中心に⁽⁷⁶⁾」(2002)、“The Chrysanthemum and the (S)Word: A Story of the Translation and Circulation of International Legal Terms in East Asia”⁽⁷⁷⁾ (2005)などを発表している。彼は、これらの論文で、マーチンの『万国公法』が儒教の經典に登場する文章や表現を多く使っていることを明らかにし、『万国公法』の194個の単語を、現代の日中韓の(国際)法用語と比較している。このような分析を通じて彼は、「マーチンは、翻訳語を選定することのみならず、翻訳に含む内容を取捨選択することで、自然法主義的、普遍主義的国際法観を中国人(進んでは東アジア人)たちに移植するために努力した」ということを立証すると同時に、マーチンが、『万国公法』の翻訳のプロセスの中での最終的決定者であったことを論理的に証明している。

また、中文学を専攻している윤영진(ユン・ヨンド)も「『万国公法』に対する試論⁽⁷⁸⁾」(2005)を発表し、『中国近代初期における西学の翻訳研究：『万国公法』の翻訳事例を中心に⁽⁷⁹⁾』(2005)という博士論文を提出している。このテーマに関して人文科学の観点から膨大な研究がなされたのは、これがはじめてであろう。また、この時期には、社会学などの分野からの研究結果も出されている。例えば、문준혁(ムン・ジュンソプ)は、『韓末の『万国公法』の受容と認識に関する研究⁽⁸⁰⁾』(2002)という修士論文を提出している。

五、結論：分析及び評価

以上のような「19世紀朝鮮における国際法の受容」に関する韓国の学者達の研究を、専攻ごとの研究傾向、研究の主なテーマ、そして諸学者の間で論争となった内容という基準でまとめると以下のとおりである。

まず、学者達の専攻の観点から見た場合、以下のような変化が見られる。即ち、このテーマに関する最初の本格的な議論は、1970年代国際法学者の李漢基によりなされており、その後、裴載湜、李相冕などの国際法学者の研究もつづけて発表される。歴史学者の李光麟の研究も大きな役割を果たすが、この第1段階における初期の研究枠組と内容、仮説は国際法学者が中心となって定着させたと言っても過言ではないのであろう。その後、1980年代からは法制史(憲法)の崔鐘庫と金孝全、外

交官の徐賢燮、国際法の諸成鎬、歴史学の柳在坤など多様な専攻の研究者によって研究が行われるが、その中でも金鳳珍と金容九というソウル大学・外交学科出身の学者達の研究が際立っており、その後現在まで彼らのリードは続いているように思われる。特に2000年代に入ってから、김수암 (キム・スアム)、김현철 (キム・ヒョンチョル)、정용화 (ジョン・ヨンフア) などソウル大学・外交学科出身の学者たちだけでなく、金世民、김어진 (キム・オジン)、沈義基、김홍우 (キム・フンス)、오영섭 (オ・ヨンソプ)、李根寬、윤영진 (ユン・ヨンド)、문준섭 (ムン・ジュンソプ) など、歴史学、(国際)法学、人文科学などさまざまな専攻の若手研究者が積極的に研究を行い、その量が増加し、質も向上している。但し、金容九の研究が築き上げた従来の枠組と仮説は依然として健在しており、むしろ彼らの研究によってより強固になっているように思われる。

また、「19世紀朝鮮における国際法の受容」に関する韓国の学者たちの研究において、彼らの研究の焦点になった主なテーマとしては、以下のようなものがある。

- マーチンの『萬国公法』の朝鮮における受容過程 (伝来時期、版本・底本、内容など)
- マーチンの他の翻訳書 (特に『公法会通』) の受容過程
- これらの翻訳書の「翻訳」をめぐる問題
- 国際法に関する朝鮮の主な事件と国際法の援用
- 韓国における外務省などの機関の設置過程とこれによる国際法の受容と援用
- お雇い外国人の役割
- 教育機関 (大学) における国際法の講座と講義担当の教授
- 『漢城旬報』・『漢城周報』などのジャーナルに見られる国際法の認識と内容
- 日本国際法学者達の著作からの影響
- 国際法の観点からみた朝鮮と国際会議・国際組織
- 重要な人物 (官僚・知識人など) の国際法認識の変化
- 西洋の様々な国際法的「概念」(主権など) の受容

一方、上述したテーマの中で多くの学者から注目を浴びたり、論争の対象になっ

たりしたものは多いが、最も大きな論争は、「国際法受容の失敗と近代外交の挫折」という「通説」をめぐる論争である。即ち、李漢基が作り上げた、「朝鮮は、国際法の受容にあまりにも消極的な態度をとったため、その受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という仮説は、その後多くの学者達により受け入れられ、「通説」として定着していくが、第2段階から金鳳珍と金容九の研究により、「近代外交の挫折」の原因、そして「国際法の受容の失敗」などを再解釈しようとする試みが行われた。

二人によると「国際法受容の失敗と近代外交の挫折」の原因は、国内の問題だけではなく、特に国外からの原因が大きいという。即ち、当時朝鮮の人たちは、国際法の受容と適用に積極的な態度を取っていたが、外部からの圧力が大きすぎたので、結局は失敗と挫折に至ったという解釈をしているのである。従って、「朝鮮は積極的な態度を示したにも関わらず、対外的要因によって、国際法受容に失敗し、近代外交にも挫折した」という仮説が、新しい「通説」として定着しているように考えられる。この新しい「通説」めぐる論争は、具体的な以下の二つの方向で行われている。

第一に、「万国公法」の受容に対する、朝鮮政府・知識人達の態度をめぐる論争である。従来多くの学者たちは、朝鮮政府・知識人達の消極的な態度と外交能力のなさを前提にしていたが、最近では、朝鮮政府・知識人達が『万国公法』をきちんと理解し、それを外交にも利用しようとする積極的に努力したことを様々な角度から立証しようとしている。例えば、徐賢燮は、当時、条約と「万国公法」を理解する外交官が一人もいなかったと主張しているが、最近の若手研究者の論文は、当時の朝鮮政府の外交担当者達は、条約手続と「万国公法」を既にある程度理解しこれを活用していたと強調している。

第二に、朝鮮において、「万国公法」が、いつ、誰によって最初に伝わったかに関する論争である。この論争は、李漢基が李瑄根の著作(1961)を引用して、1877年12月、日本の花房善質代理公使による寄贈が最初のものである、と述べたことから始まっている。しかしその後、「万国公法」が1876年の江華島条約以前の時期に朝鮮に伝来された可能性が提起され、多くの学者たちがその証拠を探すことを試みている。上記のとおり、いくつかの可能性はすでに提示されているが、それに関する朝鮮内部の直接的で確実な証拠を探すために一部の学者達は今も一次資料を中心に研

究を続けている。

- (1) 李瑄根、『韓国史最近世史編』진단 (ジンダン) 学会 (1961)。
- (2) Chai, Nam-Yearl, *Asian Attitudes toward International Law: A Case Study of Korea*, (Ph.D Dissertation of IR, University of Pennsylvania, 1967).
- (3) Ham Pyong-chun, "Korea's Encounter with the Western Law, 1866-1900 A. D.", *Korea Observer*, Vol. 1, No. 2 (1969).
- (4) 李用熙、「東仁僧の行跡(上)一金玉均派開化党の形成と関連して」『論文集』ソウル大学文理科大学国際問題研究所 (創刊号、1973)。
- (5) 李光麟、『改訂版韓国開化史研究』一潮閣 (1974)。
- (6) 田鳳徳、「大韓民国制の制定と基本思想」『法史学研究』(創刊号、1974)。田鳳徳、『韓国近代法思想史』博英社 (1980)。
- (7) 李漢基、「韓国と日本の国際法の発達に関する若干の比較的考察：特に日本の国際法の発達を中心に」『大韓国際法学会論叢』第20巻1-2合併号 (1975)。
- (8) 李漢基、「韓国及び日本の開国と国際法」『学術院論文集(人文社会科学編)』(1980)。
- (9) また、彼は、中国に関しても以下のような論文を発表している。李漢基、「中国の国際法の導入と適用：中共国際法に対する理解のための序論的考察」『法学』ソウル大学、特別号4巻 (1979)。李漢基、「中国の国際法に対する態度」『法学』ソウル大学、第22巻3号 (1981)。
- (10) 「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関する李漢基の研究に対する総合的な評価は以下の論文を参照されたい。李根寛、「箕堂李漢基博士の国際法の再照明：東アジア国際法受容史に対する研究を中心に」『ソウル国際法研究』第12巻1号 (2005)。
- (11) 彼は、以下のような問題提起をしている。「18世紀の後半と西欧資本主義の東洋進出から始まった19世紀に、東アジア諸国にとっての共通の課題は開国の問題であった。言い換えれば、先進西洋諸国が武力によって開国を要求してくるという脅威にいかにか効果的に対応するかという問題に加え、自国の国家的統合を有効に保持できるかという問題の、両面性を持つ問題であった。アジア後進諸国は、同時的解決を要求するこのような二つの課題に直面するという共通した運命を持ちながらも、この運命を自主的に打開した国家は、19世紀においてただ日本だけであった。日本は、アジア諸国が鎖国の深い眠りにおちた当時、すばやく開国を決断しただけでなく、西欧の植民地におちることもなく異例の速度で近代化を推進し、最終的には東洋社会を「離脱」することによって先進諸国の隊列の中に参加したのである。このように、開国の問題に効果的に対処した国家は日本だけであり、その他のほぼ全てのアジア国家はこの問題に失敗したが、これはなぜだろうか。まずこの問題を提起しなければならない。」
- (12) また、彼は、「韓国は旧韓末の第一の開国と、第二次大戦後の分断国としての第二

の開国に続いて、これからは統一国家としての第三の開国を準備しなければならない。この第三の開国にさいしてこそ、真のナショナリズムで完全武装した国際法を備えなければならない」という。

- (13) 李漢基のこの二つの論文が発表された当時、日本ではすでに田岡良一の論文が発表されている。田岡の論文の影響で住吉良人と伊藤不二男が自己の立場を修正していたにも関わらず、李漢基の論文には彼らの著作は見当たらない。
- (14) 李漢基は、1975年の論文では六つの理由、1980年の論文では七つの理由を示している。1980年の論文に基づいて、それを李根寛が以下のように要約している。「第一に、韓末の民族主義運動を推進した衛正斥邪運動、東学思想、開化思想が別々に運動を展開したのであり、互いに対立・葛藤したことはあっても、各々の歴史的段階における民族主義の課題を乗り越えるために結集することができなかった。第二に、李朝は中華秩序に確実に編入され、その民族主義は、中国よりも純粋に中国の伝統を継承するという形で朱子学に執着し、(儒学内の) 異端学説や外国文明を峻拒することにより、外来思想に対して閉鎖的な態度を取った。第三に、「西洋の衝撃」に対する朝鮮社会の反応は、日本の反応と比較すると、敏感さがはるかに欠けていた。第四に、朝鮮は、西洋の技術を導入する熱意においても日本に劣った。第五に、地政学的要因として、韓国は国内政治の進行が国際環境の圧倒的な制約下であり、一方からの自立は、程度の差はあるが他方への従属につながる傾向があった。これに比べて日本の地政学的位置は、日本に対する外国の干渉を最小限にすることに役立った。第六に、朝鮮の場合、国王を中心とする画一的な中央集権的政治組織を持っていたのに比べ、日本は地方分権的かつ封建的な政治制度を持っていた。地方分権的な封建制度の下では、九州地方などの領主たちが西欧勢力と活発な交流を行うことが可能だったのに比べて、朝鮮の中央集権的体制の下では、中央の鎖国主義から独立して西欧勢力と接触が可能な地域や階層はありえなかった。第七に、両国間の経済力の差であるが、日本では近代化の主役を担当した商人階層が社会的に台頭したのに比べて、朝鮮の場合はこの階層の発展が遅延として進まなかった。」
- (15) 裛載湜、「韓国における国際法の生成(Ⅰ)」『法学』ソウル大学、第21巻1号(1980)。
- (16) Pae, Jae Schick, “The Historical Background to the Development of International Law in Korea” in Jae Schick Pae et al, *Korean International Law*, Korea Research Monograph, Center for Korean Studies, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, (1981).
- (17) Pae, Jae Schick, “Growth of the Law of Nations in the Yi-Dynasty of Korea” 『法学』ソウル大学、第23巻4号(1982)。
- (18) Chai, Nam-Yearl, “Korea’s Reception and Development of International Law” in Jae Schick Pae et al, *Korean International Law*, Korea Research Monograph,

- Center for Korean Studies, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, (1981).
- (19) Rhee, Sang-Myon, “Korean American Treaty and Sino-Korean Relations” 『法学』ソウル大学、第23巻43号 (1982)。
- (20) Rhee, Sang-Myon, “Korean Attitudes toward International Law before the Open Door to the West” 『法学』ソウル大学、第24巻2-3号 (1983)。
- (21) 李光麟、「韓国における萬国公法の受容とその影響」『東亜研究』西江大学、第1輯 (1982)。
- (22) 金鳳珍、『朝鮮における萬国公法の受容に関する一考察：開港前夜から甲申政変へ至るまで』(ソウル大学外交学科、修士論文、1985)。
- (23) 金鳳珍、『『漢城周報』の発行と朝鮮の萬国公法の受容』『韓国社会史研究会論文集 第4輯：韓国伝統社会の構造と変動』文学と知性社 (1986)。
- (24) 金鳳珍、「朝鮮の萬国公法の受容—開港前夜から甲申政変に至るまで」(上)(下)、『北九州大学外国語学部紀要』第78号 (1993)、第80号 (1994)。
- (25) 彼は、朝鮮政府と官僚・知識人の受容の態度がこのように変わるのには以下のような有利な条件があったとする。即ち、「第一に、日本に対する開港はそうでなかったが、欧米諸国に対する開国は、一応平和的で能動的であった。第二に、すでに開国していた清・日両国の情勢を見本とすることが可能であった。第三に、清・日両国との接触により、朝鮮の官僚・知識人は、両国の開明した官僚・知識人を通じて公法知識を吸収することができた。第四に、『萬国公法』を始めとする多くの洋書が移入された。第五に、朝鮮内にも公法体系などに関する先進知識を備えた開化勢力が存在した。」とする。
- (26) まず、国内的要因に関して、彼は、「公法体系の受容に激しく反対する為正斥邪派と開化派との葛藤が生じると同時に、公法体系の受容を肯定する開化勢力の内部でも、その受容の姿勢において、急進的开化派、閔氏親族を中心とした守旧派、また彼らの中間に立って両側の推移を窺望する穩健的开化派の間に食い違いが存在したのである。急進的开化派は、公法体系を積極的に採用することと事大朝貢体系の打破を試みたが、守旧派は公法体系を事大交隣体系に従属させようとした。」とする。また、対外的要因に関しては、「朝鮮は対外的にも、その地政学的位置や清・日との歴史的関係により、常に彼らに対する警戒心を緩めることが出来なかったという問題を持っている。(略) 日本は、国内問題は自ら解決できる地政学的与件を備えていたことは勿論、事大交隣体制の打破の為に、内部勢力の間の葛藤が存在しただけで、対外的な問題点はなかった。それに対して朝鮮は、公法体系を受容するために、清の干渉を排除し内的葛藤に対処するという二重の苦難にあえぐしかなかった。」としながら、「近代外交の挫折」には内部的要因よりも対外的要因がより決定的であったのではないかとする。
- (27) 崔鐘庫、「韓国開化期の国際法学」『韓国国際法学の諸問題』箕堂李漢基博士古希

記念、博英社（1986）。

- (28) 崔鐘庫、「韓国開化期の国際法用語の受容」『法学』ソウル大学、第30巻3-4号(1989)。
- (29) 崔鐘庫、「韓国における西洋法の受容と変容」『法学』ソウル大学、第33巻2号(1992)。
- (30) 金孝全、「韓国における国際法の初期受容」『韓国国際法学の諸問題』箕堂李漢基博士古希記念、博英社（1986）。
- (31) 金孝全、「近代韓国における国際法発達」『東亜法学』第8号（1989）。
- (32) 金孝全、『西欧憲法理論の初期受容』哲学と現実社（1996）。
- (33) 諸成鎬、「旧韓末万国公法認識と受容：急進開化派人士を中心に」『韓国法史学論叢』박성호 (パク・キョンホ) 教授還暦記念 (II) (1991)。
- (34) 徐賢燮、「近代韓日関係と国際法受容」『外交』第36号（1995）。
- (35) 徐賢燮、『近代朝鮮の外交と国際法受容』明石書店（2001）。
- (36) 彼の『近代朝鮮の外交と国際法受容』（2001、日本語）のあとがきは「韓国はなぜ三十六年間も日本に植民地支配されたのか。これは韓国人にとって永遠のテーマとあってよい」という文章からはじまる。彼は、この「なぜ日本が近代化に成功し韓国はそれに失敗したのか」という問題に対して、以下のような結論に達している。

「私は一九四四年生まれで、子どもの頃に反日教育を受けて育った世代である。教師からは、日本人は粗野で野蛮な民族であり、日本は文化的財産をすべて韓国から受容した国であると教わった。だが、そんなに野蛮で文化的に遅れた国に、なぜ韓国は三十六年も支配されてしまったのかと子ども心にも割りきれないものを感じていた。授業を熱心に聞いても、自分で歴史の本を読んでみても、私の素朴な疑問はずっと解けないままだったのだ。

一九七〇年代半ば、駐日大使館勤務となったのをきっかけに、私はこの宿題に本格的に取り組むことにした。(略)。本書は(略)長年の疑問への私なりの解答である。

私が出た解答はきわめて平凡なものだった。かいつまんでいえば、勉強の姿勢の差が両国であまりにも大きかったということになるだろうか。知的好奇心の点で韓国人は日本人に劣るものではないが、えてして教条主義的な態度に陥りがちであった。為政者たちは両班(ヤンバン)であり、机に座って素養教育としての読書にふけり、字句の解釈を専らにする傾向があった。少数ながら新知識を学習する者があっても、彼らは両班でないために政治への参与はかなわず、特権階級である両班にとっては、西欧の法学などの新知識思想は既得の権益を脅かすものとなりかねず、当然受け入れる余地がなかったのだ。これに対し、日本人は初めて触れた新知識を学び、これを経世の実用に活かすという点ではかに柔軟であり、熱心だった。長期の鎖国からの開国、異文化との接触と受容、かつて経験のない諸外国との交際。社会が激動し変容するその過程で、韓国と日本とは、歴史の潮流に向き合う姿勢において大きな相違があった。それが、両国の国際法の受容と研究、政治外交への適用のあり方に大きく反映されたのである。」

- (37) 柳在坤、『日帝の対韓侵略論理と萬国公法』（韓国精神文化研究院、韓国学大学院、博士論文、1995）、
- (38) 柳在坤、「韓日両国の萬国公法受容・認識」『韓日関係史研究』第7号（1997）。
- (39) 柳在坤、「19世紀日本の萬国公法の受容と認識」『チョンゲ史学』第13号（1997）。
- (40) 柳在坤、「韓国の萬国公法受容と認識」『ソナムン大学校人文大論文集』（1998）。
- (41) 柳在坤、「近代日本の萬国公法の受容と認識」『ソナムン人文科学論叢』第2号（2001）。
- (42) 金容九、「西洋国際法理論の朝鮮伝来に関する小考（Ⅰ）」『泰東古典研究』第10輯（1993）。
- (43) 金容九、『世界観衝突の国際政治学：東洋の礼と西洋の公法』ナナム出版（1997）。
- (44) 金容九、「朝鮮における萬国公法の受容と適用」『世界政治』（ソウル大学、国際問題研究所）第23巻1号（1999）。
- (45) 金容九、「朝鮮における万国公法の受容と適用（日文）」『東アジア近代史』第2号（1999年）。
- (46) 金容九、『世界観衝突と韓末外交史1866-1882』文学と知性社（2001）。
- (47) 金容九、「国際法の朝鮮伝来に関するいくつかの問題点」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・対韓帝国の対応』Korea Foundation 2001年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治）（2002）。
- (48) 金容九、「『萬国公法』の初版本と『公法新編』に関して」韓日国際法史学術ワークショップ（釜山大学、2003年12月6日）。
- (49) 金容九、「巨文島占領とヨーロッパ公法」韓日国際法史学術ワークショップ（九州大学、2005年2月19日）。
- (50) 金鳳珍、「『礼』と万国公法の間—朝鮮と初期開化派の公法観」、『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・対韓帝国の対応』Korea Foundation 2001年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治）（2002）。
- (51) 金鳳珍、「朝貢国と属国のあいだ—兪吉濬の「邦国の権利」と「両截体制」論を中心として」、韓日国際法史学術ワークショップ（九州大学、2005年2月19日）。
- (52) 金鳳珍、『東アジア「開明」知識人の思惟空間：鄭観応・福沢諭吉・兪吉濬の比較研究』、九州大学出版社（2004）。
- (53) 진옥희、「近代韓国の主権概念」『世界政治』第25輯2号（2004）。정용화、「朝鮮における立憲民主主義の觀念の受容：1880年代を中心として」『韓国政治学会報』第32輯2号（1998）。정용화、「兪吉濬の‘兩截’体制論：二重的國際秩序における「邦国の権利」』『國際政治論叢』第37輯3号（1998）。정용화、「内と外の政治学：19世紀後半開化改革論における国権・民権・君権の關係」『韓国政治学会報』第34輯2号（2000）。정용화、「近代韓国の主権概念の受容と適用」『世界政治』第25輯1号（2004）。朴培根、「東アジ

- ア国際法受容期の朝鮮の国際法的地位に関する一考』『ソウル国際法研究』第11巻 1号 (2004)。
- 朴培根、「韓中商民水陸貿易章程に関する一考：韓中の国際法的関係の観点から」韓日国際法史学術ワークショップ (九州大学、2005年2月19日)。
- (54) 金世民、「萬国公法を通じてみた開港期朝鮮の対外認識」『史学研究』第52号 (1996)。
- (55) 金世民、「開港期萬国公法と国際認識」『韓国史と東アジア』東アジア史研究会編 (1997)。
- (56) 金世民、「漢城旬報・周報を通じてみた萬国公法観」『郷土ソウル』第57号 (1997)。
- (57) 金世民、「19世紀末執権層の萬国公法認識と政策」『史学研究』第58-59合輯 (1999)。
- (58) 金世民、「高宗時代萬国公法認識研究」(江原大学、史学科、博士学位論文、1999)。
- (59) 金世民、「19世紀開化派の萬国公法認識」『江原史学』第15-16合輯 (2000)。
- (60) 金世民、「衛正斥邪派の萬国公法認識」『江原史学』第17-18合輯 (2002)。
- (61) 金世民、『韓国近代史と萬国公法』景仁文化社 (2002)。
- (62) 第1章では、朝鮮の開港と『萬国公法』・『公法便覧』・『公法会通』など、国際法の諸翻訳書籍の受容過程について整理し、第2章では、『萬国公法』の受容をめぐる葛藤を、新条約締結の勸告、『朝鮮策略』・『易言』の流入、巨文島事件、大韓帝国制などの事例を通じて分析し、第3章では、高宗及び朝野知識人の「萬国公法」に対する認識をまとめ、萬国公法肯定論 (兪吉濬、金玉均、尹致昊、金允植など) と否定論 (兪吉濬、金玉均、朴泳孝、魚允中など) に分類する。兪吉濬に関しては、彼の認識が肯定論から否定論に変わっていくとする。また、崔益鉉・柳麟錫などの衛正斥邪派と郭鍾錫などの地方儒生の認識も紹介している。最後の第4章では、『漢城旬報』・『漢城周報』・『獨立新聞』・『皇城新聞』・『大韓毎日申報』などの言論にみられる「萬国公法」に対する認識を分析している。
- (63) 김여진, 「韓国の条約概念導入：全權委任と批准」『ソウル国際法研究』第10巻2号 (2003)。
- (64) 오영섭, 「開港後萬国公法の認識の推移」『東方学誌』第124号 (2004)。
- (65) 김현권, 「開化期国際秩序の変動と萬国公法 (国際法) の受容」韓国国際政治学会、2004年年例学術会議発表論文集 (2004)。
- (66) 김현권, 「近代韓国の西欧近代国家像の認識と需要：旧韓末『萬国公法』の伝来と主権概念の受容を中心に」高麗大平和研究所重点課題学術ゼミナール「東北アジアの近代的変動と脱近代志向」(2004年12月17日報告)。
- (67) 김현권, 「開化期萬国公法の伝来と西欧近代主権国家の認識：1880年代開化派の主権概念の受容を中心に」『精神文化研究』第28巻第1号 (2005)。
- (68) 김수환, 「朝鮮の近代使節制度の受容：公使のソウル駐在と全權委任を中心に」『国際政治論叢』第40輯4号 (2000)。

- (69) 김수환, 「世界觀衝突と1880年代朝鮮の近代外交制度の受容：外務部署を中心に」『韓国政治学会会報』第34輯2号 (2000)。
- (70) 김수환, 「1880年代萬国公法の伝播と受容：朝清關係を中心に」韓国国際政治学会、2002年年例学術會議発表論文集 (2002)。
- (71) 김수환, 「1870年代朝鮮の対日觀：交隣秩序と萬国公法秩序の衝突」『韓国政治外交史論叢』第25輯1号 (2004)。
- (72) 李根寬, 「伝統的東アジア国際秩序の観点からみた1876年朝日修好条規：一つの試論的考察」『ソウル国際法』第11巻1号 (2004)。
- (73) しかし、沈義基は、「韓日修交条規の条文解釈をめぐる韓日間の論戦とその意味」(2002)で江華島条約と通商章程の分析を通じて、朝鮮国が実際の交渉の過程において日本国が起草した条約の草案に対して修正を提案したりしてはいたが、これらも日本側が意図した範囲をはるかに超えるものではなかったため、朝鮮国が日本国の条約草案を丸ごと受容したものと同等であるとしている。それにも関わらず、彼は「朝鮮国は韓日修好条規とその附属条約の締結過程においては日本国の一方的なペースに呑み込まれたけれども、朝鮮国はたった3-5年の間に実証主義的国際法の雰囲気や学び、西欧国家のアメリカを中間に引き入れ一定の関税自主権を確保することができた。開港が遅く(最初は)国際法について無知ではあったが、朝鮮の人々は学習を通じて比較的迅速に国際法秩序へ適応する姿を見せていた点は注目すべきである。」と評価している。沈義基、「韓日修交条規の条文解釈をめぐる韓日間の論戦とその意味」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・対韓帝国の対応』。沈義基の以下の論文も参照されたい。Sim Hui-gi, “Brutal Internal Struggle against External Imperialism: The Initial Phases in the Reception of Western Law into Korean Society in the 1890s”, in Stolleis & Yanagihara eds., *East Asian and European Perspectives on International Law*, NOMOS Verlagsgesellschaft (2004)。
- (74) 김흥수, 「開港前『萬国公法』の受容と理解」『空士論文集』第49輯 (2002)。
- (75) Park Il-Keun ed., *Anglo-American Diplomatic Materials Relating to Korea* (上)、新文堂 (1982年), pp. 45-47. (김수환の論文から再引用)。確かに、この文書への言及は、金容九の1999年の論文に現れている。金容九の1999年の論文では、この文書のタイトルは、「Parkes to Derby, Mar. 27, 1876」とされている。
- (76) 李根寬, 「東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容に関する一考察：『萬国公法』の翻訳を中心に」『ソウル国際法研究』第9巻2号 (2002)。
- (77) Lee Keun-Gwan, “The Chrysanthemum and the (S)Word: A Story of the Translation & Circulation of International Legal Terms in East Asia”, Lecture made at the Faculty of Law, Kyushu University (July 8, 2005)。
- (78) 윤영호, 「『萬国公法』に対する試論：中国近代初期の西学翻訳の一つの事例に対す

る考察」『延世学術論集』第41号（2005）。

(79) 유영도, 『中国近代初期における西学翻訳の研究：『万国公法』の翻訳事例を中心に』（延世大学、中語中文学科、博士論文、2005）。

(80) 박준식, 『韓末万国公法の受容と認識に関する研究』（ソウル大学、社会学科、修士学位論文、2002）。